

令和7年度 第2回北栄町障がい者地域自立支援協議会

日時:令和7年12月22日(月)9:00~10:30

場所:大栄農村環境改善センター 2階 会議室4

議 題

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 中部圏域における取り組みの報告
4. 地域課題への取り組み
(1)理解・啓発 (2)雇用 (3)権利擁護 (4)防災
5. その他(次年度事業について)
6. 副会長挨拶
7. 閉 会

北栄町障がい者地域自立支援協議会委員

任期:令和6年4月1日～令和8年3月31日

	氏名	所属	役職	要綱区分
1	山下喜美子	北栄町ひまわり会	監事	障がい者及び家族の代表
2	岡本眞知子	北栄町幸の会	副会長	障がい者及び家族の代表
3	小濱 祥照	北栄町	北栄町身体障がい者相談員	障がい者及び家族の代表
4	中井 恭子	フレンズ	所長	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
5	川口 友加	げんき工房	管理者	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
6	山部 京子	地域活動支援センター あゆみの郷	介護士	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
7	齋尾 典代	菜野人創造所team veg(チームベジ)	理事	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
8	小谷 紀央	あいおい	代表理事	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
9	原田 裕子	ニチイケアセンター大栄	管理者兼サービス提供責任者	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
10	宮川穂乃花	北栄町健康推進課健康づくり推進室	保健師	町の職員
11	竹内 園美	北栄町教育総務課発達支援室	室長・指導主事	町の職員
12	小椋 照良	北栄町民生児童委員協議会	主任児童委員	地域活動団体の代表
13	飯田 真穂	中部障がい者地域生活支援センター	相談支援専門員	相談機関の代表
14	鹿島 聖彦	北栄町福祉課	課長	障がい者地域生活支援センターの代表

オブザーバー

	山本 幸司	北栄町総務課情報防災室	室長	
--	-------	-------------	----	--

事務局

	菱井 健生	北栄町福祉課福祉支援室 北栄町障がい者地域生活支援センター	室長	
	田中 教子	北栄町福祉課福祉支援室	主任	
	大田 博文	北栄町福祉課福祉支援室 北栄町障がい者地域生活支援センター	社会福祉士	

北栄町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成18年9月29日

訓令第51号

(設置)

第1条 北栄町障がい者地域生活支援事業実施要綱(平成18年北栄町訓令第50号)第12条第2項の規定に基づき、「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を目的とし、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉関係者が地域課題の解決のために具体的に協働するための中核的な協議の場として、北栄町障がい者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、15名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者及び家族の代表
- (2) 障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
- (3) 相談機関の代表
- (4) 地域活動団体の代表
- (5) 障がい者地域生活支援センターの代表
- (6) 町の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該職を辞したときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により決定する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。なお、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 協議会において、必要と認めるときは、委員以外の者を招集することができる。

3 協議会は、中部圏域障がい者地域自立支援協議会設置要綱(平成24年訓令第号)第11条に規定する市町部会を兼ねるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第5号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月12日訓令第37号)

この訓令は、平成23年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

議題4. 地域課題への取り組みの報告

理解・啓発

	項目	令和7年度の取り組み
①	町報を使って障がいについて広く啓発する	<p>(4月号)タクシー利用料の助成について (8月号)成年後見制度入門講座 (8月号)児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者等手当(現況届) (8月号)第2期北栄町地域福祉推進計画の策定について (11月号)権利擁護研修の開催(合理的配慮) (11月号)障がい者虐待に関する相談 (3月号:予定)精神障がい者家族会要望書提出 (3月号:予定)児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内</p> <p>【参考】 R5:発達障がい(エール事業所紹介)、権利擁護研修(募集・報告)、手話奉仕員養成講習会、ハートフル駐車場、精神障がい者家族会講演会、防災研修(募集・報告)、オストメイト利用者との交流会、見えにくくてお困りの方の相談会、中部あいサポートフェスタ(障がい者週間)、事業所訪問実施報告、精神障がい者家族会要望書提出、ヘルプマーク、特別児童扶養手当 R6:発達障がいって何だろう?、障がい者相談員の委嘱、防災研修(募集・報告)、特別児童扶養手当・特別障害者等手当(現況届)、精神障がい者家族会～幸の会～研修会(周知)、権利擁護研修(報告)、障害者虐待の相談、ヘルプマーク、成年後見制度、まもろうよ!大切なところ</p>

雇 用

	項 目	令和7年度の取り組み
②	一般企業の障がい者雇用を促進する	<p>(1)町商工会会議・イベントにおける「障害者就業・生活支援センターくらよし」リーフレット配布 ■5/23(金) 北栄町商工会通常総会出席者へ配布 会員約60名</p> <p>(2)事業所(学校)訪問 障がい福祉関係事業所について、相互理解や情報共有のために実施する。</p> <p>日 時:12月22日(火) 11時00分~12時00分 場 所:鳥取県琴の浦高等特別支援学校 ※学校運営等の概要や校内の様子について視察。</p>

項目

令和7年度の取り組み

虐待防止等、障がい者の権利をまもる活動に取り組む

(1) 権利擁護研修

講演会: 障がいを知り、共に生きる 支え愛の社会へ

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課 米澤 章 氏

日時: 11月20日(木) 13時30分～15時00分

場所: 北条農村環境改善センター 大研修室

参加者: 70名



【参考】

R1: 『ぼくはぼくに生まれてよかったです』～自分らしく生きるということ～ 411名

酒井響希、酒井康子 氏

大栄農村環境改善センター 多目的ホール

R2: 『聞こえないってどんなこと?』～手話や聞こえないことをみんなで学ぼう～ 延期

大栄手話サークル 会長 槇原章二 氏

大栄農村環境改善センター 多目的ホール

R3: 『聞こえないってどんなこと?』～手話や聞こえないことをみんなで学ぼう～ 延期

大栄手話サークル 会長 槇原章二 氏

大栄農村環境改善センター 多目的ホール

R4: 『聞こえないってどんなこと?』～手話や聞こえないことをみんなで学ぼう～ 122名

大栄手話サークル 会長 槇原章二 氏

大栄農村環境改善センター 多目的ホール

R5: 『すべての人に星空を』～みんなつながっている～ 250名

一般社団法人 星つむぎの村 高橋 真理子 氏

大栄農村環境改善センター 多目的ホール

R6: 『障がいのある人も暮らしやすい地域を創る』 113名

(社福) 南高愛隣会 理事 村木 太郎 氏

大栄農村環境改善センター 多目的ホール

項 目

令和7年度の取り組み

障がい者に対する
防災体制を把握、検
討する

(1)防災研修(地域・団体・事業所)

内 容:避難訓練

講演「避難所ってどんなところ?～災害時要支援者の避難と
避難所について～」

特定非営利活動法人とっとり災害支援連絡協議会

代表理事 佐藤 淳子 氏

日 時:6月17日(火) 13時30分～15時00分

場 所:北条農村環境改善センター 大研修室

参加者:99名

